

(窓口)

・札幌司法書士会

〒060-0042 札幌市中央区大通西 13-4 中菱ビル 6F

TEL : 011-281-3505 FAX : 011-261-0115

(受付 : 9:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <https://sapporo-shiho.or.jp/>



・函館司法書士会

〒040-0033 函館市千歳町 21-13 桐朋会館 3階

TEL : 0138-27-0726 FAX : 0138-27-0721

(受付 : 9:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <https://h-shiho.com/>



・旭川司法書士会

〒070-0901 旭川市花咲町 4

TEL : 0166-51-9058 FAX : 0166-51-5470

(受付 : 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <https://www.asa-s.jp/index.htm>



・釧路司法書士会

〒085-0833 釧路市宮本 1-2-4

TEL : 0154-41-8332 FAX : 0154-42-8643

(受付 : 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <http://kusiros.jp.org/>



### (13) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

### 被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

(窓口) 札幌矯正管区

〒007-0801 札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL : 011-783-3911 (代表) FAX : 011-780-2207

受付時間 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)

(14) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

(窓口) 各刑務所・刑務支所 (P. 145参照)

(15) 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(窓口) 各少年鑑別所 (P. 146参照)

(16) 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 少年鑑別所 (P. 90参照)

(窓口) 各少年院 (P. 146参照)

(17) 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等を行う権限を有する合議機関です。

**意見等聴取制度**

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

仮釈放等に関する審理が開始されたこと及び意見等を述べるができることについては、次の被害者等通知制度により通知されます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

**被害者等通知制度**

(支援概要)

あらかじめ希望の申出があった方に対して、刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合
  - ・被害者
  - ・被害者の親族又はそれに準ずる者  
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合
  - ・被害者
  - ・被害者の法定代理人（親権者など）
  - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁 (P.82)

2については、少年鑑別所 (P90)

(窓口) 北海道地方更生保護委員会

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

TEL: 011-272-5270 受付時間 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)

「更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度」については、上記のほか、次ページの(18)保護観察所では、「心情等伝達制度」「被害者等通知制度」及び「相談・支援」についてがあります。

## (18) 保護観察所

### (組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

### 心情等伝達制度

#### (支援概要)

被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

#### (対象要件等)

- ・加害者が保護観察中であること
- ・利用できる方
  - (1)加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方
  - (2)被害を受けた方の法定代理人（親権者など）
  - (3)被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障（病気やけがなど）がある場合は、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

### 被害者等通知制度

#### (支援概要)

あらかじめ希望の申出があった方に対して、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

#### (対象要件等)

- ・利用できる方
  - 1 加害者が刑事処分になった場合
    - (1)被害を受けた方
    - (2)被害を受けた方の親族又はそれに準ずる者又は、弁護士であるその代理人（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）
  - 2 加害者が保護処分になった場合
    - (1)被害者を受けた方

(2)被害を受けた方の法定代理人（親権者など）

(3)被害を受けた方が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹、これらの方から委託を受けた弁護士

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁（P. 82）

2のうち、加害者の審判結果が少年院送致処分の場合は少年鑑別所（P. 90）、保護観察処分の場合は保護観察所（P. 93）

#### 相談・支援

(支援概要)

犯罪被害に遭われた方やその親族の相談に応じ、悩みや不安を聴いたり、各種制度や手続きについての説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

(窓口) 各保護観察所（P. 146参照）

「更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度」については、上記のほか、前ページの（17）地方更生保護委員会では、「意見等聴取制度」「被害者等通知制度」があります。

#### (19) 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局及びその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

#### インターネット人権相談

(支援概要)

インターネット（法務省ホームページ）で、人権相談を受け付けています。

(窓口) <https://www.jinken.go.jp/>



#### 常設人権相談所

(支援概要)

差別や虐待、各種ハラスメント、犯罪被害など、様々な人権問題について電話相談に応じています。

また、法務局・地方法務局及びその支局では、窓口において、面接による相談にも応じています。

(窓口) みんなの人権110番（0570-003-110）

札幌法務局・地方法務局（函館・旭川・釧路）及びその支局

受付時間／8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）